

湿原・海岸景観形成重点区域の届出対象行為

湿原・海岸景観形成重点区域の届出対象行為は、北海道景観計画の「北海道羊蹄山麓広域景観形成推進地域」の基準を基本に、部分的に厳しい基準を設定します。

行為の種類		湿原・海岸景観形成重点区域の届出対象行為	
建築物	新築又は移転	H：10m 又は A：1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	
	増築又は改築	※増改築前の規模が、既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が、10m <sup>2</sup> 以下の場合には対象外	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築又は移転の届出が、必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
工作物	新設又は移転	さく、塀、擁壁等	浜中町一般区域と同様
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H：10m を超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さか、10m を超えるもの
		煙突等	るもの
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	H：10m を超えるもの	
	物見塔等	H：10m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 10m を超えるもの	
	彫刻、記念碑等	H：10m 又は A：1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	
	観覧車、コースター等		
	立体的施設（駐車場等）		
	製造施設（プラント等）		
	貯蔵・処理施設		
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等		
	太陽電池発電設備	浜中町一般区域と同様	
増築・改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10m <sup>2</sup> 以下の場合には対象外		
修繕、模様替え	新設又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		S：5,000m <sup>2</sup> 又は、のり面・擁壁 H：5m を超えるもの	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積